

夜間金庫規定

1. (利用目的)

この夜間金庫は、当店における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに本人または当行から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. (手数料)

(1) この夜間金庫利用手数料は、店頭に表示する年間手数料を前払いするものとし、毎年4月15日(休日の場合には翌営業日)に、本人が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。

なお、初回契約時には、契約日の属する月を1か月として、その月から契約期間満了日までの月割計算によって計算した金額を支払って下さい。

(2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあり、その際には店頭に表示いたします。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を、月割計算により返戻します。

4. (利用方法)

(1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類(以下「証券類」という。)を、当行所定の入金票および通帳等とともに当行所定の入金袋(以下「入金袋」という。)に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入して下さい。

(2) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。

5. (預金への受入処理)

(1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当行所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に受け入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。

(2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当行で確認した金額・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当行の過失による場合を除き、当行はその責任を負いません。

6. (入金袋等の返却)

入金袋ならびに通帳は当行の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

7. (鍵の保管等)

(1) 投入口の鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。

(2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当行が保管し、入金袋の開閉に使用します。

8. (届出事項の変更等)

(1) 投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等

の取替えに要する費用を負担してください。また、本人の名称、代表者、住所その他の届出事項に変更があったときも、直ちに書面によって当行に届出てください。

(2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

9. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも同様に、当行に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第1項および第2項と同様に当行に届出てください。

(4) 第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当行に届出てください。

(5) 第1項から第4項の届出の前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な開閉、入金袋の不完全な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。

また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当行は責任を負いません。

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この夜間金庫は、第12条第3項第1号、第2号aから1および第3号aからeのいずれにも該当しない場合に利用ことができ、第12条第3項第1号、第2号aから1および第3号aからeの一にでも該当する場合には、当行はこの夜間金庫の利用申込をお断りするものとします。

12. (解約等)

(1) この契約は、本人または当行の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当行へ返してください。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行は何ら催告することなく、いつでもこの契約を解約することができます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしてください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されなくとも同様とします。

①本人が手数料を支払わない状況が3か月以上継続したとき

②本人について相続の開始があったとき

③本人の責めに帰すべき事由により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき

④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき

⑤本人が重大な規定違反をしていると認められるとき

⑥本人に支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき

⑦本人に手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があったとき

⑧本人に仮差押え、保全差押えまたは差押えの命令または通知が發送されたとき

⑨本人が所在不明になったとき

⑩前各号に準ずる事由が生じたとき

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、本人との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの契約を停止し、または本人に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当店へ返してください。

①本人が利用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- a. 暴力団
- b. 暴力団員
- c. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- d. 暴力団準構成員
- e. 暴力団関係企業
- f. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- g. その他前各号に準ずる者
- h. 暴力団員等（aからgのいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）が経営を支配していると認められる関係を有すること
- i. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- j. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- k. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- l. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- a. 暴力的な要求行為
- b. 法的な責任を超えた不正な要求行為
- c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- e. その他前各号に準ずる行為

13. (譲渡・転貸の禁止)

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

14. (規定の準用)

この規定に定めない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

15. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、

定型約款の変更に関する規定（民法第548条の4）に基づき（付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。）変更できるものとします。

(2) (1) の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) (1)、(2) による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとします。

以上

(2020年4月1日現在)